

応援します いきいきライフ

③25年度の国民年金保険料 及び学生納付特例制度について

平成25年度の国民年金保険料は **月額15,040円** です。

国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請して認められると保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

今回は、学生の方が対象となる「**学生納付特例制度**」を紹介します。

学生納付特例の対象となる学生は？

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など（夜間部・定時制課程・通信制課程の学校も対象）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が次の式で計算した額以下のとき。

$$118 \text{ 万円} + \text{扶養親族の数} \times 38 \text{ 万円} + \text{社会保険料控除額等}$$

※ただし、修業年限は1年以上ある必要があります。また、一部対象外の学校もあります。



手続きに必要なものは？

- ①年金手帳 ②学生証の写しまたは在学証明書 ③認印（本人が署名する場合は不要）
④会社等を退職されて学生になられた方は、
- | | | |
|-------|--|---------|
| 雇用保険の | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 被保険者離職票
 受給資格者証
 被保険者資格喪失確認通知書 </div> | いずれかの写し |
|-------|--|---------|

申請手続きはいつから・どこで？

★申請は毎年度必要です。平成25年度の申請は4月から受け付けます。

受付窓口は、日本年金機構出雲年金事務所・保険年金課または各支所年金担当課です。

※平成24年度の学生納付特例が承認された方のうち、日本年金機構からはがき形式の申請書が送られてきた方は、必要事項を記入のうえ返送することで平成25年度の申請を行うことができます。はがきが送られていない方、はじめて申請される方などは、上記の窓口で申請してください。

【ご注意ください！】平成24年度分の受付は、4月末までです。

（ただし、休日の場合は、翌営業日が締め切りとなります。）

学生納付特例の承認期間は？ 4月（または国民年金資格取得の月）から翌年3月まで

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するための期間には反映されますが、将来受給される老齢年金の額には計算されません。後から、承認された期間の保険料を納める（追納※）することによって、老齢年金額に計算されます。

…【※追納】…

学生納付特例や免除等で承認を受けてから10年以内であれば、後からさかのぼって保険料を納めることができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めに追納することをおすすめします。

追納を希望される場合は、市役所または年金事務所で手続きが必要です。

国民年金に関するおたずね／日本年金機構出雲年金事務所（☎ 24-0042）
保険年金課（☎ 21-6982）、各支所年金担当課

斐川地域の公民館が 「コミュニティセンター」に変わります。

4月1日から、斐川地域にある7つの公民館が「コミュニティセンター」となります。

職員は、1センターあたりセンター長1名、チーフマネジャー1名、マネジャー2名の常勤4名体制となり、平成24年度まで斐川支所が行っていた「広報いずも」等の文書配布も行います。

施設利用の手続きは公民館の場合と変わりません。これまで以上に地域のみなさまの活動拠点となるようにしていきますので、より一層の利活用をお願いします。

名 称	住 所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
荘原コミュニティセンター	斐川町荘原3835番地	72-4600	72-4602	shoubara-cc@local.city.izumo.shimane.jp
出西コミュニティセンター	斐川町求院965番地	72-9204	72-9206	shussai-cc@local.city.izumo.shimane.jp
阿宮コミュニティセンター	斐川町阿宮2323番地2	72-9142	72-9152	agu-cc@local.city.izumo.shimane.jp
伊波野コミュニティセンター	斐川町富村748番地	72-1311	72-1322	iwano-cc@local.city.izumo.shimane.jp
直江コミュニティセンター	斐川町直江4865番地1	72-5282	72-5286	naoe-cc@local.city.izumo.shimane.jp
久木コミュニティセンター	斐川町福富2番地13	72-7474	72-7476	hisagi-cc@local.city.izumo.shimane.jp
出東コミュニティセンター	斐川町三分市2060番地1	62-5033	62-5039	shuttou-cc@local.city.izumo.shimane.jp

●おたずね／自治振興課 ☎21-6951 斐川支所地域振興課 ☎73-9000

育成医療・未熟児養育医療の 申請窓口が変わります

保健所にあった「育成医療・未熟児養育医療」の申請窓口が4月から、次の市役所の窓口それぞれ変わります。

育成医療

申請される方は福祉推進課または各支所まで必要書類をお持ちのうえお越しください。

◆制度概要 身体に障がいのある児童が指定自立支援医療機関で、障がいの除去ないし軽減を目的とした治療を受ける際に、その治療に要する医療費の自己負担の割合が1割になります（保護者等の所得に応じて自己負担上限額があります）。

◆対象者 18歳未満の身体に障がいのある児童

◆必要書類 医師の意見書、概算明細書、申請書（本庁・各支所にあります）
対象児童の健康保険証
※状況に応じて別途書類が必要になる場合があります。

おたずね／福祉推進課 ☎21-6959

未熟児養育医療

申請される方は健康増進課または各支所まで必要書類をお持ちのうえお越しください。

◆制度概要 医療を必要とする未熟児が、指定養育医療機関で、入院治療を受ける際に、その治療に要する医療費を公費で負担します。（ただし、世帯の所得税額等に応じて一部は自己負担または乳幼児医療費の対象となります。）

◆対象者 満1歳未満の未熟児

◆必要書類 医師の意見書・概算明細書、申請書、世帯調書（本庁、各支所にあります。）※状況に応じて所得税額等に係る書類が必要になる場合があります。

おたずね／健康増進課 ☎21-6981